

## 第8期鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定・推進委員会（第4回）

### ＜議事録＞

1 日 時 令和2年12月18日（金）午後1時30分から午後3時まで

2 会議の方法 オンライン開催（事務局会場：特別会議室〔議会棟3階〕）

3 出席者

#### ＜委員＞

| No. | 所属  | 役職                   | 氏名     | 備考 |
|-----|---|----------------------|--------|----|
| 1   | 鳥取大学地域学部                                      | 准教授                  | 竹川 俊夫  |    |
| 2   | 鳥取大学大学院医学系研究科                                 | 准教授                  | 竹田 伸也  | 欠席 |
| 3   | ①(医)乾医院<br>②鳥取県東部医師会                          | ①院長<br>②監事           | 乾 俊彦   | 欠席 |
| 4   | ①(公社)鳥取県看護協会<br>②鳥取県訪問看護支援センター                | ①在宅支援部長<br>②所長       | 鈴木 妙   | 欠席 |
| 5   | 鳥取赤十字病院外科                                     | 第3外科部長               | 山代 豊   | 欠席 |
| 6   | ①鳥取県老人保健施設協会<br>②(医)賛幸会・(社福)賛幸会               | ①副会長<br>②理事長         | 田中 彰   |    |
| 7   | 鳥取県老人福祉施設協議会                                  | 会長                   | 村尾 和広  |    |
| 8   | ①(医)もりもと森本外科・脳神経外科医院<br>②日本ケアマネジメント学会         | ①看護部長<br>②代議員        | 金田 弘子  |    |
| 9   | ①鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会<br>②(社福)こうほうえんデイハウスよねはら | ①世話人<br>②管理者、介護支援専門員 | 本庄 研   |    |
| 10  | 鳥取県介護支援専門員連絡協議会                               | 会長                   | 石田 良太  |    |
| 11  | (一社)鳥取県介護福祉士会                                 | 会長                   | 大塚 一史  |    |
| 12  | (一社)とっとり東部権利擁護支援センター                          | 副代表                  | 垣屋 稲二良 | 欠席 |
| 13  | (社福)鳥取県社会福祉協議会地域福祉部                           | 主幹                   | 辻中 順子  |    |
| 14  | (一社)鳥取県薬剤師会、小林薬局マロニエ店                         | 常任理事                 | 小林 康治  |    |
| 15  | (一社)鳥取県歯科医師会 公衆衛生委員会                          | 副委員長                 | 國竹 洋輔  | 欠席 |
| 16  | (一社)鳥取県歯科衛生士会                                 | 顧問                   | 高場 由紀美 |    |
| 17  | (公社)鳥取県栄養士会                                   | 会長                   | 福田 節子  |    |
| 18  | 琴浦町すこやか健康課地域包括支援センター                          | 生活支援コーディネーター         | 池田 則子  |    |
| 19  | ①(公社)鳥取県認知症の人と家族の会鳥取県支部<br>②鳥取県認知症コールセンター     | ①代表<br>②センター長        | 吉野 立   |    |
| 20  | 鳥取市福祉部  | 次長兼長寿社会課長            | 奥村上 雅浩 | 欠席 |
| 21  | 北栄町福祉課  | 課長                   | 田中 英伸  |    |
| 22  | 南部箕蚊屋広域連合                                     | 事務局長                 | 中原 孝訓  |    |

#### ＜事務局（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課）＞

| No. | 担当         | 役職   | 氏名    | 備考 |
|-----|------------|------|-------|----|
| 1   | —          | 課長   | 吉野 知子 |    |
| 2   | —          | 課長補佐 | 寺谷 直樹 |    |
| 3   | 介護保険・施設担当  | 課長補佐 | 秋本 大志 |    |
| 4   | 地域包括ケア推進担当 | 課長補佐 | 若原 正俊 |    |
| 5   | いきいき長寿推進担当 | 係長   | 濱口 美絵 |    |
| 6   | 介護保険・施設担当  | 係長   | 安達 直樹 |    |
| 7   | 介護保険・施設担当  | 主事   | 濱本 怜子 |    |
| 8   | 介護保険・施設担当  | 主事   | 上田 健司 |    |

## 4 議事録

### (1) 開会

#### <挨拶>

※事務局（吉野課長）より、開会挨拶。

#### <出欠状況等の確認>

※事務局（秋本課長補佐）より、本日の出欠状況、配布資料について説明。

### (2) 議事

#### ①分科会での議論の状況

##### 認知症分科会における議論の状況について（認知症分科会（第3回）の概要資料）

#### <進行>

##### 【竹川委員長】

この差し迫った時期に、オンラインという形ではありますが、皆さんご参集いただきまして、ありがとうございます。本日は、介護保険事業支援計画の内容ということで、かなり膨大なチェック箇所があるかと思えます。スムーズな進行を心掛けたいと思えますので、ご協力の程、よろしくお願ひします。次第には2つ、本日の議事事項があります。(1)の方です。分科会での議論の状況ということで、認知症分科会における議論の状況について、事務局の方からご説明をお願い致します。

#### <報告>

※事務局（寺谷課長補佐）より、認知症分科会（第3回）の概要について報告。

#### <質疑・意見交換>

##### 【竹川委員長】

追加する指標案の成果指標のところは、ある程度分かるのですが、活動指標ということで、市町村他活動団体への働きかけ回数とありますが、この働きかけとは具体的に、誰に対してどういうことをしたらカウントされるのか、その辺のイメージをご説明いただけませんか。

##### （事務局〔寺谷課長補佐〕）

活動団体ということでは、まだ、具体的にイメージは湧いていないのですが、市町村に関しては、市町村の担当者の方に、政策の策定ですとか、例えば研修会を行う過程において、認知症のご本人を交えて又は意見を聞くというような取組を行ってくださいということを市町村の担当者の方に直接働きかけるというイメージを持っております。

##### 【竹川委員長】

これは具体的に言うと、県からの働きかけという意味合いでしょうか。

##### （事務局〔寺谷課長補佐〕）

活動指標としては、そういうことです。

##### 【竹川委員長】

分かりました。

その他、皆さんよろしいでしょうか。まだ、具体的に議論が定まった訳ではないということで、これからも皆さんからの意見を踏まえての施策立案ということになるかと思えますので、またご意見がありましたら改めてお願ひしたいということで、今回は先に進ませていただくということでよろしいでしょうか。

## ②議事

### 第8期介護保険事業支援計画（案）について（P4～128）

#### <進行>

##### 【竹川委員長】

では次に、議事の方ですけれども、第8期介護保険事業支援計画（案）に関する議論に移りたいと思います。大きく分けて2つ、検討していかなければいけないということで、まず第2章で基本目標と重点課題について議論し、その後で第4章の具体施策の推進、ということで分けて、質疑応答、意見交換していきたいと思います。まずは事務局の方から第2章についてのご説明をお願いしたいと思います。そして続いて第4章ということをお願いしたいと思います。

#### <説明>

※事務局（秋本課長補佐）より、第2章（基本目標、重点課題）について説明。

#### <質疑・意見交換>

##### 【石田副委員長】

14ページ、介護給付費の適正化のところの主な取組の方向性のところで、成果指標がケアプラン点検実施保険者数、活動指標が保険者向け研修会の開催数、もう一つの活動指標がケアプラン点検員の派遣件数と記載されています。まず、成果指標、これは、ケアプラン点検実施保険者数でいくと、成果指標としては悪くないと思うのですが、実際、ケアプラン点検は実施しなければならないことですので、あくまでも100%を指標とするということでお考えなのか。

また、活動指標のところ、保険者向け研修会の開催というのは、県が保険者に向けて開催するものの開催数でいくのか。

さらに、もう一つの活動指標のところ、ケアプラン点検員の派遣件数となっているが、これも県が派遣するということなのか、確認です。

と言いますのが、2つの活動指標についてはケアマネ協で事業を受けてやっているところで、これですと、研修会に関しては、例えば、1回、2回やりますと、実施数としてあがってきます。ケアプラン点検員の派遣件数も、予算組みの段階で、昨年6件だったのですが、特別な事情を考慮いただいて、尚且つ、コロナ渦で予算の振替等も県の方にご相談させていただいて、ニーズが高いので9件、派遣を行ったのですけれども、あくまでも活動指標、やりましたよということであればいいのですが、ここは成果指標、ケアプラン点検実施保険者数は100%でないといけないところなので、私たちケアマネ協の実施したものの数というふうと考えていらっしゃるのか、それとも別のものを考えていらっしゃるのかということでお教えいただければと思います。

##### （事務局〔秋本課長補佐〕）

ケアプラン点検の実施保険者数については、100%を想定しております。

保険者向け研修会については、これまで、県として、保険者向けの研修会をやっていなかったもので、それを新たにやろうということです。色々話を聞きますと、ケアマネ協さんから主任ケアマネさんを派遣していただいて、ケアプラン点検の支援を行っていますが、保険者さんが議論についてこられていないという話もありますので、保険者さん向けの研修会を行うものです。

##### 【竹川委員長】

その他ご意見等よろしいでしょうか。前回もざっと確認をしていただいて、微修正は入りましたけれども、皆さんご納得いただいているという形でこちらの方は確認を終わらせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは引き続き、第4章具体施策の推進について、事務局の方から説明をお願いします。

##### （事務局〔秋本課長補佐〕）

老健協の田中（彰）委員が、所用で午後2時頃に退室されるということなので、もしご意見いただけるようなら、先にいただいたほうがよろしいと思いますが如何でしょうか。

**【竹川委員長】**

そうですね。一応、皆さん全体を読んでくださって、内容はざっとご理解いただいているという前提で、田中（彰）委員、ご質問等をお願いします。

**【田中（彰）委員】**

14ページにあります、感染予防対策が適切に行われている介護事業所の割合ですが、これ、要するに高い方がいいに決まっているのですが、このクライテリア（判断基準）ってあるのですか。エビデンス、最近ほとんどないですね。そういう中で、どういうクライテリアでもって、これを決めるのか。それを教えて欲しいですね。みんなこれを目標に、できることとできないことはあるかと思いますが、誠意をもってやっていくと思いますので。

**（事務局〔秋本課長補佐〕）**

感染予防対策としては、厚生労働省が事務連絡として示しているものもあるので、そういったものを参考に、基本的な予防対策がとられているかどうかという観点で判断しようと思っています。

**【田中（彰）委員】**

それはできるのですかね。ここに書いてありますけれども、施設によって、人員的にも設備的にも色々違うと思うのですが、包括的に判断していけるのでしょうか。

**（事務局〔秋本課長補佐〕）**

全てのサービスごとに異なる基準を設けるとするのは難しいと思いますが、訪問系・通所系・施設系のくくりでそれぞれに基準を設定することは、何とかできるのではないかと考えています。

**【田中（彰）委員】**

分かりました。まあそれも努力目標ですね。

**（事務局〔秋本課長補佐〕）**

そうです。もちろん、割合は100%に近い方がいいのは当然ですが。

**【田中（彰）委員】**

もちろんそうですね。だけど、あまりに高い目標に向かって、みんなが走っていくというのはなかなか難しいですね。

**（事務局〔秋本課長補佐〕）**

その点は、基準の設定等において留意させていただきたいと思います。

**【田中（彰）委員】**

分かりました。だから、その辺はかなり柔軟だと考えていいですか。

**（事務局〔秋本課長補佐〕）**

そうです。今の段階で、具体的な案はありません。

**【田中（彰）委員】**

分かりました。

**<説明>**

※事務局（秋本課長補佐）より、第4章（具体施策の推進）について説明。

## <進行>

### 【竹川委員長】

全部で7つの柱が立っている具体施策の推進ですけれども、認知症施策を除く6つについての説明をいただきました。これから、皆さんからご意見、ご質問を頂戴したいわけですが、1つ1つ前から順番に、という形でやっていると時間が足りませんので、皆さんが関心のあるところをピンポイントで質問、意見を出していただいて、事務局のほうで応答していただくという形をとりたいと思います。ということで、みなさん、どこでも結構ですので、ご意見がある方は挙手をして、ご発言をお願いします。

## <質疑・意見交換>

### 【石田副委員長】

32ページ、サービス利用者数の集計をにかけていただいておりますが、下表の下から3つ目に介護医療院の行があるのですが、令和元年度の計画が21、実績が338、差引が△317で、割合が1,610%となっているのですが、これ、おそらく、転換ではないかなという気がしているのですが、ここでの回答ではなくて、後でメールでの回答でもいいのですが、転換がどれくらいの割合で、新規がどれくらいの割合でということが分かれば、1,610%の内訳が知りたいかなと思います。と言いますのも、西部に関しては、整備量がゼロということですので、本来、転換をどんどんしていても、足りないくらいのニーズがあるのかなのかということを検討しておいたほうがいいと思い、ご質問させていただきました。

### (事務局〔秋本課長補佐〕)

今、具体的なデータを持っていないので、詳細は後ほどメールで回答させていただきますが、概略の説明をさせていただきますと、転換ということです。ただ、介護療養病床から介護医療院に転換したもの、介護老人保健施設から転換したもの、これらは介護保険制度のなかで転換したということになりますが、一部、医療療養病床から転換したものも含まれています。基本的に転換ということです。

### 【石田副委員長】

計画上の21というのは、新規で21を予定していたということでしょうか。

### (事務局〔秋本課長補佐〕)

新規というわけではなかったと思います。転換自体は、定員として、計画に位置付けなくても、介護保険制度の中であれば、ある程度対応出来ますので。

### 【石田副委員長】

分かりました。

### 【竹川委員長】

私からも確認ですが、新規で介護医療院ができたというところはなかったという理解でよろしいでしょうか。

### (事務局〔秋本課長補佐〕)

転換ではない、いわゆる新規はなかったと思います。

### 【竹川委員長】

分かりました。それが確認出来れば結構です。

### 【田中（彰）委員】

政策的にはこれは増やさないとということになっているから、要するに、今までのものが転換さ

れているかもしれない、ただどこから先は無いと考えるよろしいのではないでしょうかね。

**(事務局〔秋本課長補佐〕)**

実は、現状として介護療養病床が少し残っておりますので、これの転換先として介護医療院が整備されることはあり得ると思いますし、現在、医療療養病床をやっているけれども、介護医療院に転換したいという話もありますので、介護医療院自体はもう少し増えていくのではないかと考えております。

**【田中（彰）委員】**

分かりました。要するに制度的には閉まっているけれども、この3月までドアは開いているということですね。私は第8期のなかでは閉まっていると理解しているし、実際、制度的にはそうなっていますけどね。でもまあ3月までそこに逃げ込もうと思えば逃げ込めるということですね。

**(事務局〔秋本課長補佐〕)**

第8期でも一部あると思っています。介護医療院への転換として。

**【田中（彰）委員】**

分かりました。

**【石田委員】**

最後にご説明いただいた129ページの集計（特別養護老人ホーム入所申込者調査（令和2年度））も、非常に分かりやすくまとめていただいて、ありがたい資料だと思います。表中、①待機場所の在宅の県計が「296人」となっていますが、②待機場所の在宅の県計だと、「322人」となっていますが、ちょっとこの見方が分からなくて、重複しているとか、意味合いを教えてくださいいただければありがたいです。

**(事務局〔秋本課長補佐〕)**

一番右の③から説明致しますと、これは軽度者等も含めた数となります。②は、軽度者等を除いたものですが、ここでいう軽度者とは要介護度のことではなく、表の下の※1のとおり、入所判定選考調査票の中で、「在宅生活継続の可能性が極めて困難」又は「支障がある」のいずれかにチェックが入った方だけを②にあげているということです。さらに、①の場合は、要介護度3～5で、かつ、先ほどのチェックが入った方となりますので、一般的には、待機者数としては、①で示した296人と捉えています。

**【石田委員】**

分かりました。

**【竹川委員長】**

私の方から、2点、質問があります。

2025年が地域包括ケアシステムの一応、完成年次ということで、今期はそこに向けたステップの計画と思いますが、全体的に、これまでやってきたことを踏襲するような施策の体系になっているのですが、2025年に向けて、次の計画に向けて、どこが鳥取県としての強みであったり、弱みであったりとか、この辺りをきちんと今期で評価しないと、2025年でどこまで到達して、何が出来なかったのかという評価が出来ないのではないかと思うところがありまして、この辺り、もっと何かしら地域包括ケアシステムに対する分析など、もう少し、県として全体を把握し、そして課題を抽出するという、そういうアクションがあってもいいのかなと思いました。

それともう1点は、介護者への支援というところが、もっと丁寧に考えられないといけないのではないかと、思っております。地域包括ケアシステムの成功のカギは、やはり、介護者がしっかりと在宅介護を担えるということが大事だと思うのですが、その介護者がギブアップ

してしまう前提で、地域包括ケアシステムが終わっていくということを考えると、何かしらもつとできることがあるのではないかと、とりわけ、地域のなかで支え合い活動を行うなかで、介護者への精神的なサポートとか、例えば、最近では、傾聴ボランティアという活動も盛んに行われていますけれども、何かしら県として、介護者に対するサポート体制を充実させていくという、何か手立てが出来ないのかと思うところがあるのですが、その辺りは今期の計画では、特に触れられていないように思うのですが、いかがでしょうか。

**(事務局〔吉野課長〕)**

竹川委員長がおっしゃられたのは、地域包括ケアの総括をしてというところが前提ではないかというお話かと思えます。なかなかデータの分析ですとか、地域包括ケアのまとまった評価というのは、今の段階では出来ずにいるのですが、個別の事業を行っていく上で整理をしている、というようなところで、計画に記述できるような、まとまったものというのではないのが現状です。色々地域包括ケアの記述、書いておりますけれども、確かにそこをまとめるような記述があってもいいだろうと思えますので、検討させていただきたいと思えます。まとまった分析が出来ていないのですけれども、総括的なところ、振り返り的な記述はあってもいいのかなと思えますので、検討させていただきたいと思えます。

**【竹川委員長】**

是非お願いしたいと思えます。

**(事務局〔吉野課長〕)**

それから、いわゆるケアラーの支援ということだと思います。家族支援については、触れているところもあります。家族支援に関しては細かい事業は設けております。今回の県議会においても、議題に挙がっていたり、いろんな事案があったりしましたし、他県でも条例が出来たり、議論が今、いろいろと出てきているところだと思います。まだ、ちょっとそこに至る詳細な検討が出来ずにいますので、なかなか踏み込んだものを挙げられていないのですが、家族支援に関しては事業ベースではやっていますので、計画の案の記述としては80ページに、家族介護の支援、仕事と介護の両立ということで記載しております、ここが計画の案の中での記述になるのですが、これくらいの触れ方でしか、今のところ出来てはおりませんが、議論があつて、必要性が出てきていることは認識しています。家族支援の事業は設けておりますし、離職防止ですとか、そういったところの面でも、当課以外の雇用の面の事業でも設けているところでは。

**【竹川委員長】**

ありがとうございます。こちらですね、市町村でもかなり施策が薄いところだと私は思いますので、そういうところこそ、県が市町村に対して方針なり、その点にもっと力を入れるように、という意味を込めて、施策を立ててくれると私は嬉しいかなと思えますが、吉野委員、この点について、関連するところございましたでしょうか。

**【吉野委員】**

竹川委員長が言われたように、これいつものことですがけれども、鳥取県独自の、鳥取県民だったら、鳥取県はこれだよなということが分かるような方針が1つでも2つでも、みんなが共通したような形で持てるものは作られないのかと、いつも感じているところです。その辺りはこれからの問題でもあるのですが、1つ目はそれです。

2つ目は、先ほどの介護者支援の問題で、私も80ページの文を読ませてもらって、それから、認知症部会でも、当事者である本人と家族を分けて、きちっと支援の形を作ろうということで検討されているので、その中の家族支援では、男性家族支援の問題であるとか、ダブルケア、ヤングケアラーの問題であるとか、介護者自身の状態も変わってきているので、それに見合った相談の在り方とかを考えていかないといけないのではないかと、ということは、認知症施策のなかでは検討されていて、今、文言を検討中ですがけれども、竹川委員長が言われるように、全体的なところで

もそうした視点や、埼玉県が全国で初めてケアラー条例を作ったのですけれども、鳥取県のなかでも例えばそういうことの検討を始めるという視点があってもいいのではないかと、鳥取県は小さな県ですので、それぞれの保険者である市町村に全部お任せするというわけにはいかなくて、県の段階で、そういう方針を出す方が、非常に浸透しやすいのかなと思います。

それから3つ目は、この中のどこで触れたらいいのか、最近、相談の中で私どもが非常に感じているところですが、要介護認定の問題ですね。適正化ということ言えば、102ページになるのかもしれませんが、最近、認知症に関わる要介護認定で、例えば、認知症で要介護4だった人が、更新の段階で要介護2になったり、そういうびっくりするケースの相談が多いのです。皆さんご存知のように、今の介護認定の仕組みは、なかなか認知症の介護度の判定は1次判定では出てこなくて、調査員がどの程度、特記事項に書いているかという問題であったり、或いは、主治医意見書にどういうふうにかかれていて、或いは、生活自立度Ⅱ以上がしっかりと指示されているか、そういうことが非常に大事なのですけれども、データを取り寄せて見ると、調査員がちゃんと書いていたり、それから主治医意見書もちゃんとなっているのに、今言ったようなケースが出ているのです。そうすると、認定審査会の段階で、十分に討議されているのかなという疑問を抱くわけです。これは西部の包括さんからも、そういうことがいくつかあって困ったと、結局、本当に頑張らないといけない人達は再審査を出していくと言う、介護保険の無駄遣いにも繋がるようなことが起こっている訳です。従来、特に鳥取県の中では、西部の方が、審査会での変更率というのが非常に高く、審査員の人達はみんな出来るだけ、まあ国自身が、1次審査の内容を出来るだけ変えないようにという指導をしているので、そういうことが少し行き過ぎているのではないかと、という感触があるのですが、例えば、今日、参加されている委員のみなさんとか、県の方にそういう声は、あがってきていないものでしょうか。ちょっとその辺りが大変気になっておまして、それぞれの審査会に事例を出して、要望を出した方がいいのではないかと、思うのですけれども、如何でしょうか。

#### (事務局〔吉野課長〕)

2つ目の家族支援の関係ですが、条例が出来たのは埼玉県だったと思いますが、情報を見る限り、取り組んできた期間も非常に長かったように思いましたし、条例が出来るまでに、県内での機運と言いましょか、そういったところも熟していたのかなと思います。今、新聞等でもヤングケアラーの問題が出ていたりしますが、ヤングケアラーの調査をするとか、そういったところがようやく表面化してきている感じかなと思います。行政の部署が幅広いというところもあると思います。鳥取県庁の内部でも、その辺りの調整がきちっと出来ているには至っていないという状況にあります。教育委員会、雇用の方の部署ですとか、児童の方がという話もありまして、ちょっとまだ調整できておりませんが、国の方の動きも受けまして、庁内の方でも動きはありますので、またそこは庁内で意見、調整していくということになるかと思っております。今の段階で、計画に盛り込むのは少し難しいかなと思うのですけれども、そういう動きはありますので、そういったところが出来てくれば、もう少し対策が進むのではないかなと思っております。

#### (事務局〔安達係長〕)

3つ目の認定調査員の関係です。審査会の判定に当たって、認知症の症状について、介護の手間が反映されていないのではないかということについて、吉野委員の方から、第1回目の委員会でも同じようなお話をいただいたと思います。実は、認定調査員の研修会というのは、県の方で担当しておりまして、今年は、認定調査員のほとんどの方がケアマネということで、集合研修を行えなかったのですけれども、この12月にオンライン研修ということで、福岡県の大変有名な講師の方ですが、認定調査員の研修と審査会委員の研修を企画しまして、吉野委員から言われた、認知症に係る介護の手間の判定方法について、具体的にテーマとして挙げていただいて、オンライン研修していただきました。それからこの2月が審査会の委員の更新の時期に当たりますので、新たに審査会の委員になられる方に対する研修会も予定しています。そこでは私が講師として研修しますので、特に、認知症に係る介護の手間について、2次判定でどういった形で反映させるのか、重点的に取り上げていきたいと思っております。

**（事務局〔吉野課長〕）**

1つ目の鳥取県の独自性という点についてです。ご提示している計画案では、独自性というのを打ち出す形にはなっていないのですが、鳥取県の強みとしては、狭いというところがあるので、顔が見えるネットワークということはよく言われます。住民と住民が近いというところがありまして、そのネットワーク、連携が取りやすいというところは、他県に比べると強みだったりするのではないかと思います。特に計画のなかでここがというのはないのですが、認知症部会は、他県でこういった、本人さんが参画されて、計画のなかに声が入っているといいますか、集まってくださって、意見を色々と言って、交わしながら、作りこみが出来ているのは鳥取県らしいのかなと思っています。

**【吉野委員】**

ありがとうございます。特に、審査会の方達の研修があるとお聞きしましたので、担当の方に、私達のところへ相談にきている内容をお送りして、1つの参考情報とさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

**【竹川委員長】**

独自性について、私のほうからも一言コメントさせていただきますと、先ほど私が意見させていただいたこととも関連しているのですけれども、やはり色々なデータはあるのですけれども、鳥取県としての地域包括ケアないし地域包括ケアの特徴、課題って一体なんだというところが資料から見えてこないところがあると思うのです。ですので、やはりきちんと、別にこれは計画の中に入れる・入れないではないのですが、次の計画に向けては、鳥取県の様々なサービスの特徴とか課題、そういうところを各市町村の取り組みを分析していただいて、その課題をどう乗り越えていくのかという、次の計画の仕立てが出来れば、独自性というのはずと出てくるのかなというところがありますので、是非その辺、次期計画に向けての今期の実態把握の在り方というところを検討いただけるとありがたいと思いました。

**<進行>**

**【竹川委員長】**

なかなか量も多いので、直ぐに今質問をと言われても、なかなか答えきれないというところもあるかと思いますが、ご意見の方は引き続き、またメール等でお受けすることも出来ますので、今日は時間に限りもありますので、この後も、気付けばまた事務局の方にご連絡いただき、またそれを委員で共有していくことが出来ればと思いますし、また認知症の施策についての情報も後に出てきますので、そういったものも含めて、みなさん気付いたところがありましたら、ご質問、ご意見を頂戴できれば、また共有できるのかなというところもありますので、もし、皆さん、今の時点でご意見、ご質問が無ければ、こちらの議論を終わらせていただいて、次の議論に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、一応、議論が出来たという形で次にいきたいと思っています。

次第としては、これで閉会となっておりますが、事務局のほう、今後、パブリックコメントの予定がありましたよね。その辺りも含めて、ちょっとご説明いただいて、閉じたいと思います。

**<説明>**

※事務局（秋本課長補佐）より、パブリックコメントの実施スケジュールについて説明。

**(3) 閉会**

**<次回委員会の日程について説明>**

※事務局（秋本課長補佐）より、次回委員会は3月上旬頃、オンライン形式で開催予定である旨、説明。

**<閉会>**

